

第1章

第1章 計画の考え方

第1節 計画策定の趣旨

本県では、保健医療の基本指針として、昭和63年6月に群馬県保健医療計画を策定して以来、救急医療提供体制の整備や医師確保対策等の各種施策に積極的に取り組むとともに、保健医療を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行ってきました。

一方で、急速な少子高齢化の進展や医療技術の進歩、県民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、病院勤務医の不足等による診療科の休止など、地域の医療提供体制に深刻な事態が生じており、誰もが安心して医療を受けられる環境の整備が喫緊の課題となっています。

また、平成37年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎え、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備していくことが求められています。介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加など、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

こうした中、限られた資源を効率的・効果的に活用し、切れ目のない医療及び介護サービスの提供体制を構築するためには、病床の機能分化や連携を推進して質の高い医療提供体制を整備するとともに、医療と介護の連携や在宅医療の充実による地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

さらに、平成27年度以降、県は地域医療構想を策定し、二次保健医療圏等ごとに将来の医療需要の見通しを踏まえた上で、医療機能の必要量等を含む医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すこととされています。

こうした課題に的確に対応し、県民が良質かつ適切な医療を安心して受けられる体制を構築するため、本県における今後の保健医療のあり方をあらためて検討し、第7次群馬県保健医療計画を策定します。

第2節 計画の性格

この計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき策定する医療計画です。

また、群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」の個別計画として、保健医療に関する部門別計画の役割を有するとともに、次に掲げる法定計画を始めとする関連施策に関する計画と整合を図って策定するものです。

- 「群馬県医療費適正化計画」
- 「群馬県がん対策推進計画」
- 「元気県ぐんま21」（群馬県健康増進計画）
- 「群馬県周産期医療体制整備計画」
- 「群馬県高齢者保健福祉計画」
- 「群馬県自殺総合対策行動計画」
- 「バリアフリーぐんま障害者プラン」（群馬県障害者計画、群馬県障害者福祉計画）
- 「群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画」
- 「群馬県歯科口腔保健推進計画」
- 「群馬県肝炎対策推進計画」
- 「群馬県地域医療介護総合確保計画」
- 「群馬県地域医療再生計画」（平成21年度、22年度、24年度）

第3節 計画の期間

今後の国による医療制度の見直し時期を見据え、これに的確に対応するため、第7次群馬県保健医療計画の期間を平成27年度から29年度までの3年間とします。

なお、保健医療を取り巻く環境の変化など計画策定後の状況によって、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第4節 計画の理念

医療技術の進歩により、医療の高度化や専門化が進展するとともに、県民の医療に対するニーズが多様化する中で、医師不足やその偏在が全国的に深刻化するなど、地域医療を取り巻く環境は大変厳しくなっています。

地域における医療提供体制を維持するためには、病院勤務医や看護師等の医療従事者をしっかりと確保するとともに、県内のどこに住んでいても質の高い医療サービスを受けられる体制づくりが課題となっています。

群馬県保健医療計画では、保健医療に関する県の最上位計画として、群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」における基本目標である「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」や「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」を理念として掲げるとともに、以下の視点に立って施策を展開します。

- 1 県民に安全で質の高い医療を提供する体制を整備し、健康で安心できる暮らしの実現を図る
- 2 地域において医療や介護サービスが切れ目なく提供され、県民生活の質の向上を図る
- 3 医療従事者が元気で働きやすい環境の整備を図る